

学校危機管理マニュアル

報告・連絡・相談の徹底



臼杵市立臼杵南小学校

1. 事件・事故発生時の救急対応

(1) 職員

○緊急対応における要点

- ・冷静な対応
- ・管理職のリーダーシップ（管理職不在時は生徒指導担当）
- ・組織的な対応（緊急時以外は個人で判断せず、報告・連絡・相談を原則とする）
- ・正確な情報収集、情報の共有化
- ・通信手段の確保（教職員の携帯電話を非常電話とする）

○対応における留意事項

- ・児童の避難及び安全確保を最優先とする。
- ・避難した児童について、速やかに人数の確認・状態（けが・心の安定性）の確認をし、必要に応じて救急車を要請する。
- ・学級担任は、児童の非常時の連絡先を把握しておく。

(2) 各機関との連携

- ・教育委員会との連携（助言、職員派遣等） 白杵市教委 （0972-63-1111）

- ・関係機関との連携（警察・消防・病院）
白津警察署 （0972-62-2131）
左津留駐在所 （0972-65-3400）
白杵消防署 （0972-62-2303）

・連絡内容

- ◎学校名 白杵市立白杵南小学校
- ◎電話番号 0972-65-3030
- ◎連絡者氏名 職名 教頭 氏名 長 賢司
- ◎内容
 - ・ 月日
 - ・ 時間
 - ・ 場所
 - ・ 事故の概要を簡潔に説明

・地域社会との連携

必要と判断した場合、児童の安全の為に協力を願う

(3) 保護者との連携

- ・担任は保護者に要点を知らせ、迎えに来てもらう。
- ・負傷した児童の家庭へは、その状況を知らせ、病院へ行ってもらう。
- ・保護者への説明が必要と判断した場合は、緊急保護者会を開催する。

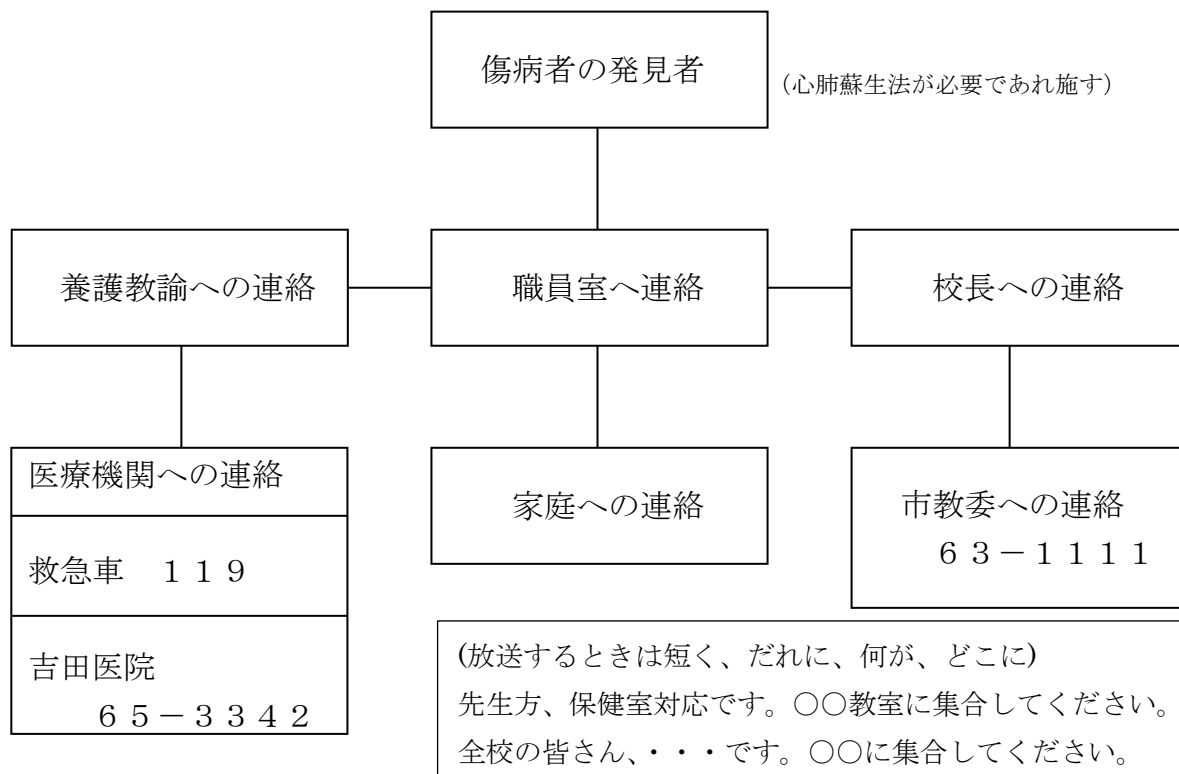
※緊急保護者会での留意点

- ・事前に全職員が状況を正確に把握し、説明内容も共有化する。
- ・児童のプライバシー保護に十分留意する。
- ・誠意ある丁寧な対応を心がける。

(4) 報道機関への対応（原則として、校長が対応する）

- ・報道機関への依頼（学校としての対応は校長を通して行なう事）
- ・社名、記者名、連絡先等の確認
- ・明確な回答
- ・記者会見の設定

(5) 校内緊急体制



2. 不審者対策（侵入防止の構え及び登下校中）

○出入り口はできるだけ限定し、使用しない施設や教室は施錠に努める。

常時開放出入り口・・・職員玄関、児童玄関 ※防犯カメラあり

施錠教室・・・・・・・・・・体育館・理科室・事務室

※来訪者は職員玄関を利用し、備え付けノートに記帳してもらう。

○防犯のための設備を整備し・点検する（非常放送・電話・鍵）

○防犯の意識を持って、校舎内外を巡回する。

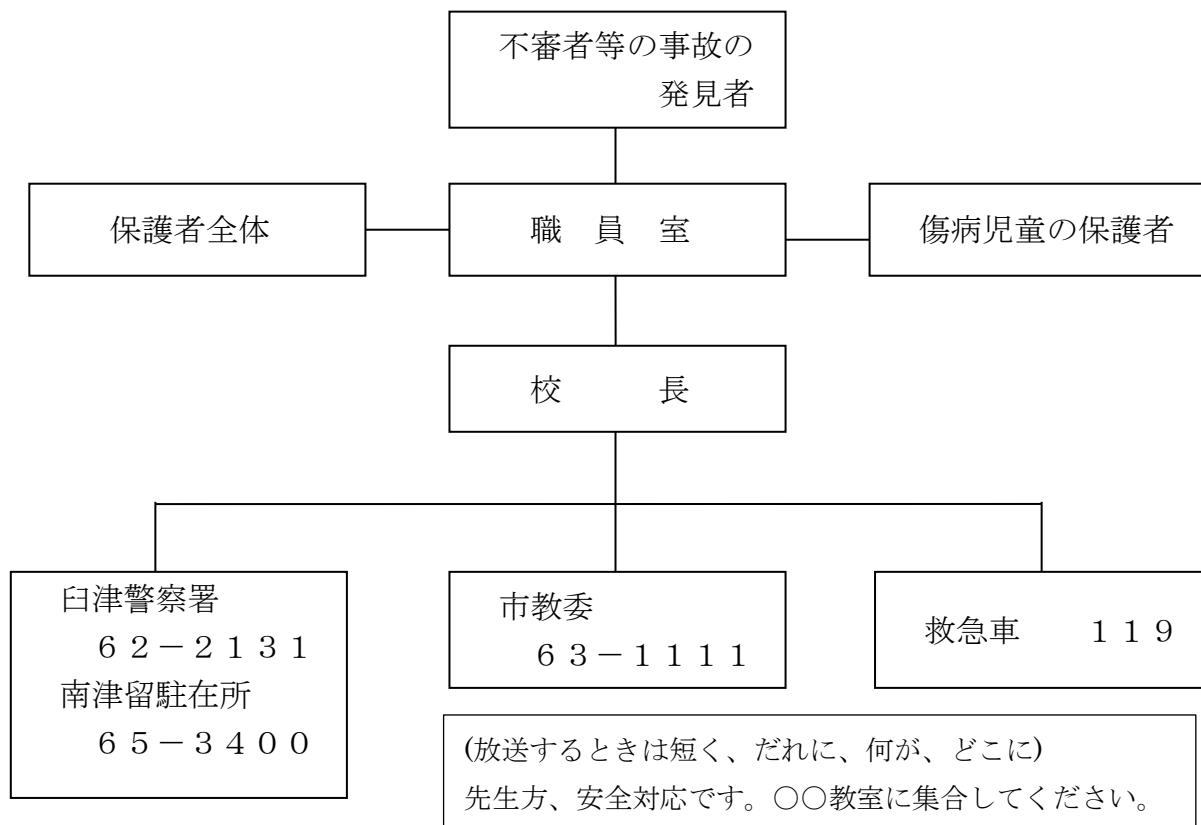
○日頃より情報把握のため保護者・地域・関係機関に声かけをする。

○不審者対策のための避難訓練を実施する。

○登下校時及び休日における不審者対策の生活指導を定期的に行なう。

○水曜日の一斉下校では、児童の安全指導のため通学路点検を行う。

不審者対応体制



3. 火災に対する措置

火災その他急変の発生した場合はただちに次の措置を行う。

- (1) 火災を発見した場合には、連呼または一番近い警報機により校内に通知すると共に、付近にいる者の協力を得て初期活動に努める。
- (2) 速やかに通報連絡をする。
臼杵消防署 62-2303 (119)
市教育員会学校教育課長 63-1111 内線 3110
- (3) 火災発生時の責任分担
 - ◇指揮（校長）
 - ◇指揮補佐（教務主任）
 - ◇火災警報責任者（教頭）
 - ◇人命救助（養護教諭）
 - ◇消防誘導（校務職員）
 - ◇避難誘導（各担任）
 - ◇非常持ち出し（教頭・校務職員）
 - ◇応急消火（最寄りの教職員・教頭）
 - ◇3階責任者（4・5・6年担任）
 - ◇2階責任者（1・2・3年担任）
 - ◇1階責任者（校長・教頭・養護教諭・校務職員・図書館支援員）
- (4) 火災発生の場合は児童の安全を第一とし、避難誘導に全力を注ぐ。
- (5) 避難場所・・・運動場～中尾公園
- (6) 避難訓練・・・年間1～2回実施し、児童が生命を守るために避難できるようにする。
授業中や休み時間など時間帯を変えて実施してみる。

4. 地震・津波の時の対応

(在校時)

- ①休み時間等、教師が教室にいない時（とっさに行動がとれるよう常時児童に指導しておく）
各自の判断・・・○身の安全、頭を守り、机の下→そのまま放送を聞く。
- 火の始末
 - 出口の確保　外へはあわてて逃げ出ない
 - 廊下階段で地震を感じたらできるだけ中央で伏せ、ガラスなどの落下物から身を守る。
 - 体育館にいる時は、できるだけ中央に避難する。ただし、天井等の状況で危ない時は、玄関まで出る。
 - グラウンドにいる時は、落下物を避けるため速やかに校舎を離れ、グラウンド中央に避難する。
- ※大きな揺れが収まったら、先生の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

②授業中

- ア. 落下物、転倒物、ガラスの飛散物等から身を守るよう指示→的確な指示を出す。
「頭部保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」
- イ. 使用している火気の消火、出口の確保に努める
- ウ. 揺れが収まったら運動場に避難（頭をまもり、荷物は持たず上靴のまま）
→的確な指示「押さない・走らない・しゃべらない・戻らない」
- エ. 火事発生の場合・・・「火事だ。初期消火」と大声で応援を呼ぶ
火事発生時の責任分担で行動（防災計画書でかくにんしておく）
- オ. けが人・下敷き者が出た時・・・「けが人・下敷き」と大声で応援を呼ぶ
- カ. 津波が予想される時は、運動場から高台へ避難（中尾公園・搔懐の台）

(登下校時)

- ①児童は安全な場所に避難する。
危ないところからすぐ離れる。（常時指導しておく）
古い建物・傾いたブロック塀や石垣・自動販売機・ひび割れた道路・火災現場
倒れた電柱・垂れさがった電線・崖下・川岸・橋の上・ガス漏れ場所
- ②教職員は児童の状況を掌握する。
登校時・・・登校者の確認、登校していない時は家庭へ連絡。場合によっては
通学路の見回り
下校時・・・家庭と連絡をとり安否を確かめる。場合によっては、通学路の見回りを
する。

5. 台風への対応

(1) 施設・設備の備え

①措置

- 窓の施錠
- 横雨による雨漏りに備えて荷物の移動や漏水防止対策をする。
- 鉢植え等校舎内に入れた方が良いものは入れる。

②分担

- 教室・・・各担任
- 特別教室・・・各担当
- 校舎周辺・・・各担当、校長、教頭、校務職員

(2) 登校への措置

- ①校長判断による。
- ②市内の他の学校（下南小・南中）及び市教育委員会と相談の上決定する。
朝できるだけ早く（朝6時の天気予報を待った方がいい場合もある。）

【登校指導】

- 児童の登校が自宅待機などで遅れる場合は、職員が交通指導に出向く。
- 交通指導の場所は、状況を判断し、その都度職員会議で確認する。

【連絡網】

- 校長→教頭→職員→地区
- 児童へは朝6時過ぎまでに各家庭にメールにて連絡
- 教職員へは、メールと職員連絡網で知らせる。
- 停電が予想されるので、携帯電話等連絡体制を作っておく。

(3) その他

- ①職員は校長の指示に従い出勤する。
- ②児童に係る被害状況については、速やかに校長に報告する。
- ③被害状況については、市教育委員会に報告する。

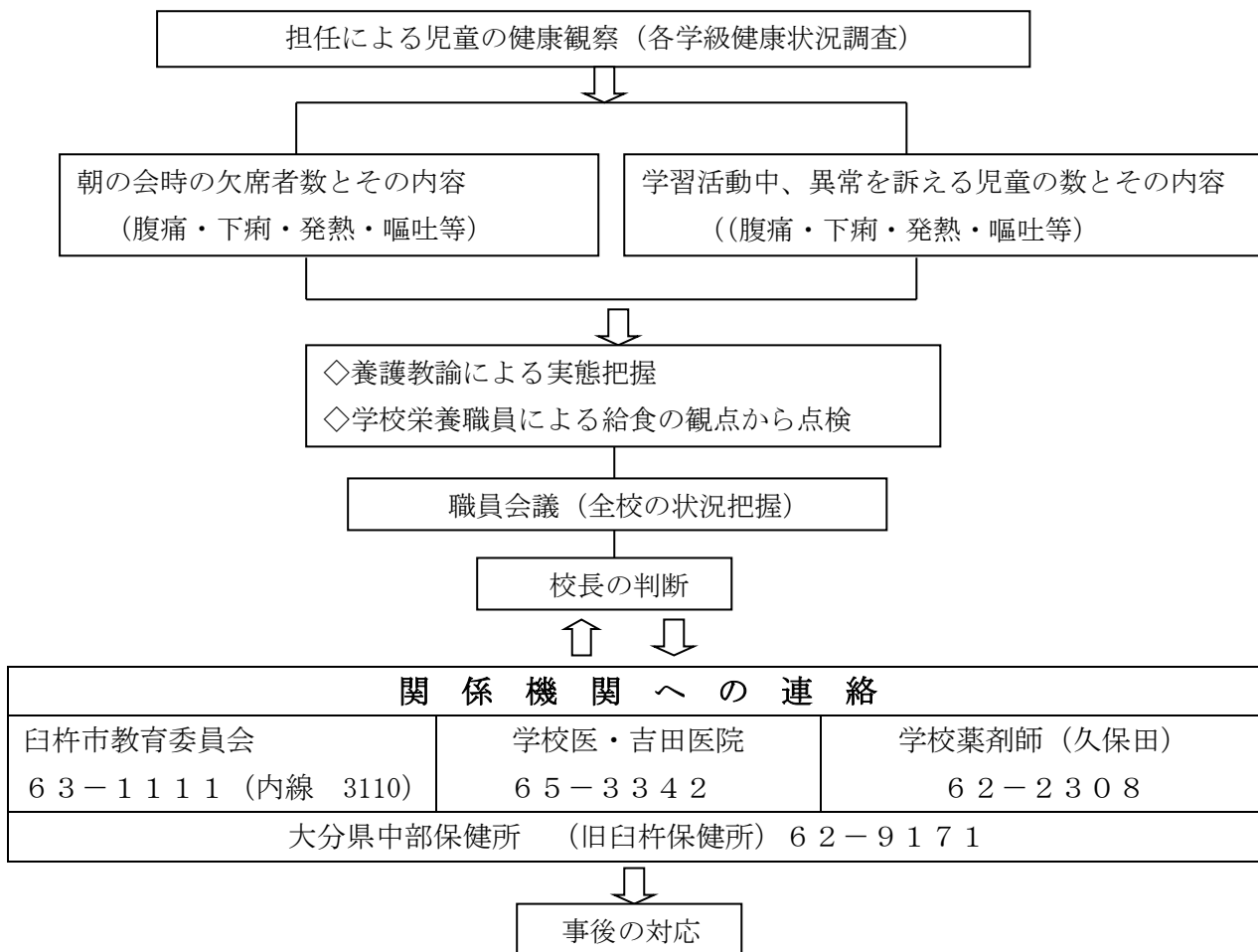
6. 給食による食中毒への対応

[趣旨] 食中毒の拡大や再発を防止するため、緊急時(発生時)の連絡処理体を確立する。

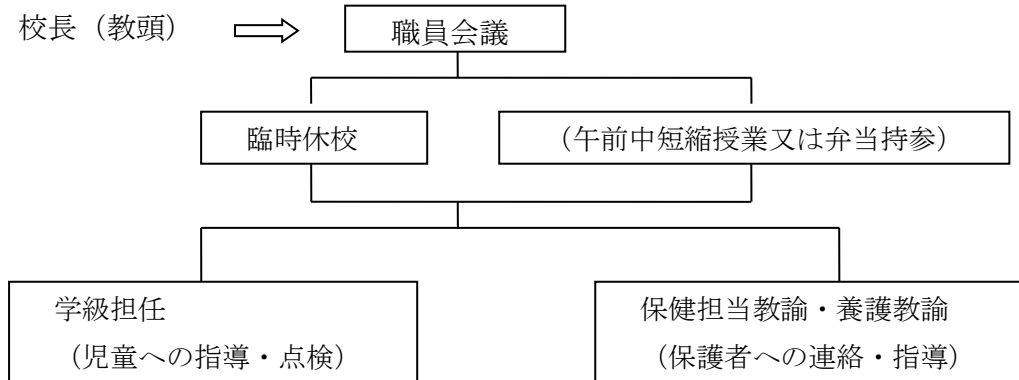
食中毒発生時の連絡体制

下記の場合、各学級の状況調査をし、関係機関に速やかに連絡し、適切な措置を行う。

- 学校で異常（腹痛、下痢、嘔吐等）を訴える児童が多い場合
- 給食のためと思われる腹痛、下痢、嘔吐等の欠席者が多い場合



1. 給食運営委員会・・・「給食中止に備えての対応、処理、指導事項の検討・審議」
2. 校長（教頭） ⇒ 職員会議



7. いじめ・不登校への対応

1. いじめ・不登校の基本的認識

いじめは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」であり、どの学校、どの子にも起こりうるものとしての危機感を常に持ち続けなければならない。

また、不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状態にあること」で、どの子にもありうると認識しなければならない。

2. 学校運営としての方針

学校の教育目標は、「心と体をきたえ、学びあいめとめ合える子どもの育成」であり、めざす子ども像の一つに「自分も人も大切にする子」を掲げている。このことは、教員が子どもを大切にすること・子どもが子どもを大切にすることを基本としている。その達成のためには、教員一人ひとりが、「いじめは絶対に許さない」「子どもをよく理解しいじめを未然に防ぐ」決意を持って指導することが必要である。

3. いじめを起さない・不登校にさせないための方策と具体的取り組み

(1) 指導体制

①全校児童を全教職員で見守り育てる。

- 第4火曜日に、子ども理解の会議を設定し情報を共有して、校長と生徒指導主任を中心として指導の方向性を定める。その際、事実を隠ぺいしない。
- 保健室からの情報も共有する。
- 担任等一人で抱え込まず、生徒指導主任や管理職に報告し指示を仰ぐ。
- 全校集会等で人権を大切にする集会をもつ。
- 場合によっては、PTAとの協働体制をとる。

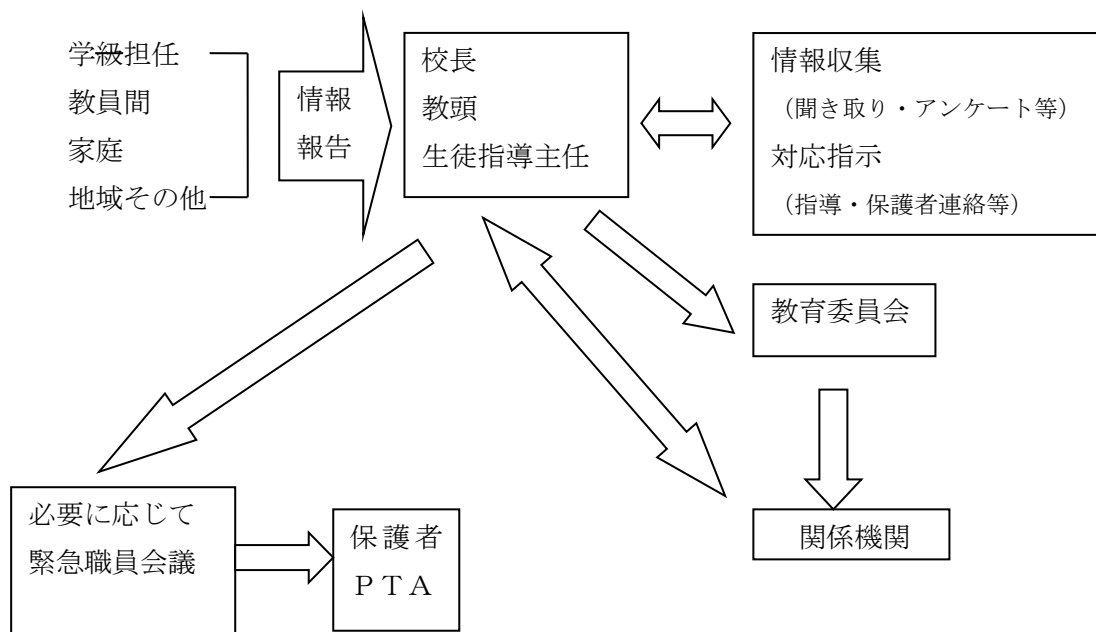
②学級での指導

- 道徳を中心とした教育活動全体で、自分も人も大切にすることの育成を図る。
- 日常生活での基本的な生活習慣の確立を図る。
- 学級会や毎日の帰りの会で、子どもが発言できる場を設定する。
- できるだけ子どもと過ごすことで、些細な変化も見逃さないようにする。また、日記等でも子どもの心の変化に注視しておく。
- 子どもの様子に変化があれば、すぐに保護者と連絡を取り管理職に報告する。

4. いじめ・不登校が起こった場合の対応

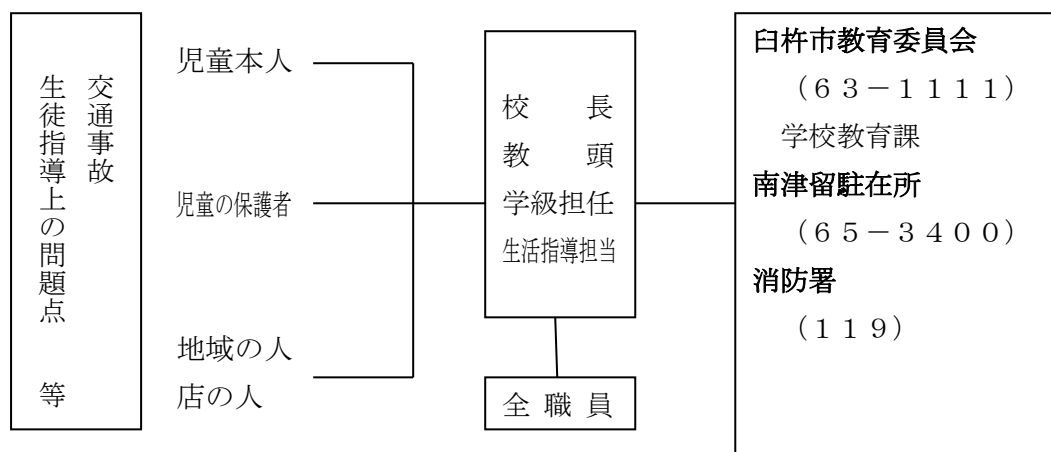
- ①発見者は校長及び生徒指導主任に即時報告する。校長の判断で緊急職員会議を開催する。
- ②情報を収集し、事実関係を明らかにする。
 - 子どもへの聞き取りやアンケート(プライバシーに注意する)を行う。
 - いじめでは、双方の保護者に連絡する。場合によっては、家庭訪問をする。
 - 不登校の場合には、原因を調査するとともに家庭訪問等で連絡を密にする。
- ③全教員で一貫した再発防止を含めての指導を行う。
- ④いじめられた子どもの心のケアを行う。
- ⑤関係機関に連絡をとる。
 - 校長は、教育委員会に報告し指示を仰ぐ。
 - 教育委員会の指示で、関係機関に連絡する。

5. 緊急連絡体制図



8. 夜間・休日の緊急事態発生（生活指導上の問題等）

における対応



報告を受けた際の留意点

- (1) 情報を的確に聞く
名前・学年・原因・場所・時間・程度・今までしたこと（対応）・現在の様子 等
- (2) 情報を臆することなく事実を確実に校長に伝える
- (3) 校長の指示をあおいで指導に当たる
- (4) 調査及び指導の際、当事者の人権を尊重する
- (5) 情報は内部秘密とし、対外的には校長があたる
- (6) 場所については、地図や現地で確認しておく
- (7) 事故の状況によっては、全職員で対処しなければならないので、連絡のできる体制を整えておく

9. Jアラートが作動した場合の対応

1 速やかな避難行動と情報収集

○教職員の指示のもと落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り頑丈な建物や地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合 >

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2 登下校時の留意事項

Jアラートが作動した場合の判断及び対応（県教委からの指示による）

(1) 弾道ミサイル発射の情報伝達

- 在宅時は、児童は自宅待機
- 登下校中は、身近な遮蔽物に身を隠す行動をとり、その後の情報伝達により以下（2）または（3）の対応をとる。

(2) 弾道ミサイル通過の情報伝達

- 児童は、安全に配慮して登校

(3) 弾道ミサイル落下の情報伝達

- 臨時休業となるので自宅待機
(既に登校している児童は下校)